詳しくは埼教組ホームページ http://kyouiku-net.orgから

共済は、相互扶助を目的とするため儲ける必要は一切ありません。ですから、掛金は給 付に必要な経費と運営に必要な経費があればよいのです。一方民間保険は、企業として の利潤追求を目的としています。これが共済と保険の根本的な違いです。

結婚したとき お祝い金 10,000円

結婚記念日に お祝い金 20,000円 (満15,25,35年のいずれか1回)

本人が亡くなったとき 10万円+掛金全額

.... 最高 10万円 最高 10万円 ●床上浸水 ●床下浸水・ 5千円 ●救助法適用見舞金

出産したとき お祝い金 5000円

独身の方に

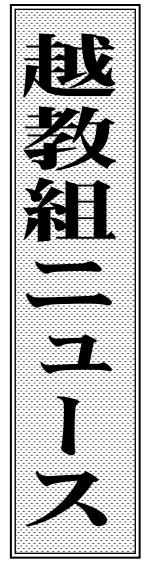
クリスタル給付 20,000円 (加入期間10年以上かつ40歳以上の独身で

慶事祝い金を受けたことがない方)

配偶者が亡くなったとき 30,000円

子どもが亡くなったとき (未婚・未就業・25歳未満) 20,000円

親が亡くなったとき (実父母・義父母・養父母 2回まで) 10,000円



越谷市教職員組合 情 宣 部 14.06.24 (火) Tel 988-3281 Fax 988-3283



加入を希望される方、もっと詳し 知りたい方は、お近くの越教組組合 員、または埼玉県教職員共済会 (048-824-2759) まで

## オプション(月々150円で) <u>教職員賠償責任共済に加入できま</u>

損害賠償金と訴訟費用の給付が最高5000万円となり、損害賠償の有無を問わ ず見舞金も増額。さらに、弁護士による相談も初期相談も充実。特に運動部顧問 の先生にお勧めです。掛け金は150円/月とペットボトル1本分でOK。

損害賠償共済金	業務中に起こった事由について損害 賠償責任を負った場合	最高5000万円
争訴費用共済金	訴訟・仲裁・和解・調停についての費 用負担をした場合	最高5000万円
初期対応費用共済金	弁護士による初期相談の費用や損害 の防止・軽減に係わる費用負担をした場合 ・	

## 折り鶴の行7

今年も「埼葛人権を考えるつどい」に向けて、短冊書き・ 折り鶴・行燈作りを<u>しなければならない</u>季節がやってきまし た。「人権教育」の大切さは分かりますが、活動は各校教育 課程に定めています。上記の活動は、教育課程として計画さ れておらず、いわば教育課程外の活動です。その教育的意義 と労働軽減が叫ばれる中、その妥当性を考え直す時期にきて いると思います。

さて、今回の話題は「千羽鶴」作りです。学校によっ は1年生から作らせる学校もあるようです。折り方を懸命に 教えた挙句、形の崩れた鶴を一羽一羽手直ししたり、初めか ら宿題にして親の手をかりたりと、あの手この手で対応して います。また鶴を糸でつなぐ作業も、保護者のボランティア に頼ったりしている学校もあると聞きます。

このように苦労して作り上げた千羽鶴――。集会には飾ら れるようですが、その後はどうなるのでしょう。子どもらに |は「震災の被害者を励ますため」と伝えているのだから当然 被災地に届けられているだろうと思い、質問したことがあり ます。ところが…「届けていない」とのことでした。と すれば、あの千羽鶴はどこへいくのでしょう。どこかの倉庫 ? それとも焼却炉? そう考えると、鶴を折らせる活動が いっそう虚しく感じてきます。

http://kosikyouso.sakura.ne.jp/

このニュースはカンパで発行しています。